

配置予定技術者の雇用確認について（令和7年12月2日以降）

健康保険被保険者証の新規発行が終了していること、また、発行済の健康保険被保険者証を有効とする経過措置が令和7年12月1日に終了することから、配置予定技術者（現場代理人及び主任技術者等）と受注者との恒常的な雇用関係確認のため、契約時には以下に記載の書類のご提出をお願いします。

（いずれか1つで確認できれば可とします。）

1. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
2. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
3. 監理技術者資格者証（所属建設業者名が記載されているもの）

※マイナンバーカードは保険証として取扱いません。

※令和7年12月2日以降に提出期限が設定されている案件については健康保険被保険者証の提出は認められません。

※上記の書類が提出できない場合や、詳細につきましては「配置技術者の取扱いについて」をご参照ください。

桑名市役所 契約監理課

電話：0594-24-1409

メール：keiyakum@city.kuwana.lg.jp